

議案第50号

ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部を改正する条例制定の件

ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部を改正する条例

第1条 ふぐの取扱いの規制に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める。

第2条 ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理師」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理 ふぐの卵巣、肝臓、胃腸その他の毒性のある部分（以下「有毒部分」という。）を除去することをいう。
- (2) ふぐ処理師 ふぐ処理師の名称を用いて処理の業務に従事することができる者として知事の免許を受けた者をいう。
- (3) 営業 業として処理を行い、ふぐを食品として販売し、加工し、又は供与することをいう。
- (4) 営業者 営業を営む者であつて、第14条の2第2項の規定により営業届出済証の交付を受けたものをいう。

第3条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理師」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、ふぐ処理師（第9条第2項の規定により業務の停止を命ぜられた者を除く。第5条において同じ。）の立会いの下にその指示を受けて処理を行うときは、この限りでない。

第4条第1項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理師」に改め、同条第2項中「ふぐ調理師は」を「ふぐ処理師は」に、「ふぐ調理師免許証」を「第8条第2項の規定により交付を受けたふぐ処理師免許証」に改める。

第5条を次のように改める。

（ふぐの販売等の制限）

第5条 魚介類を販売し、若しくは加工し、又は多数人に対して飲食物を調理して供与することを業とする者は、ふぐ処理師が処理を行ったふぐ（ふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けて処理を行ったふぐを含む。）でなければ、食品として不特定又は多数の者に販売し、贈与し、又は供与してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に対し

ては、処理を行っていないふぐを販売し、又は贈与することができる。

(1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定により魚介類販売業又は魚介類競り売り営業の許可を受けた者

(2) ふぐ処理師

(3) 営業者

第6条の見出し中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理師」に改め、同条中「ふぐ調理師の」を「ふぐ処理師の」に、「一に」を「いずれかに」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第1号中「ふぐ調理師試験」を「ふぐ処理師試験」に改め、同条第2号中「関する」の次に「試験に合格し、」を加え、「調理師で」を「者で、」に、「者」を「もの」に改める。

第7条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

第7条の2第1号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第8条の見出し及び同条第1項中「ふぐ調理師名簿」を「ふぐ処理師名簿」に改め、同条第2項中「ふぐ調理師名簿」を「ふぐ処理師名簿」に、「ふぐ調理師免許証」を「ふぐ処理師免許証」に改め、同条第3項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理師」に、「若しくは損傷し、又は記載事項に変更を生じた」を「又は損傷した」に、「免許証の再交付又は書換を受け」を「速やかに免許証の再交付を知事に申請し」に改め、同条に次の2項を加える。

4 ふぐ処理師は、前項の規定により免許証の再交付を申請した後、亡失した免許証を発見したときは、速やかに、これを知事に返納しなければならない。

5 ふぐ処理師は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、知事に免許証の書換えを申請しなければならない。

第9条第1項を削り、同条第2項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理師」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理師」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第10条第1項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理師」に改める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第13条の見出し及び同条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理師」に改める。

第14条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理師」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（営業の届出等）

第14条の2 営業を営もうとする者は、営業所ごとに、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした者に対し、営業届出済証（以下「届出済証」という。）を交付する。

3 届出済証は営業所内の見やすい場所に掲示しなければならない。

（届出済証の再交付等）

第14条の3 営業者は、届出済証を亡失し、又は損傷したときは、知事に届出済証の再交付

を申請しなければならない。

- 2 営業者は、前項の規定により届出済証の再交付を申請した後、亡失した届出済証を発見したときは、速やかに、これを知事に返納しなければならない。
- 3 営業者は、前条第1項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、知事に届け出なければならない。
- 4 営業者は、前項の規定による届出をする場合において、届出済証の記載事項に変更があったときは、知事に届出済証の書換え交付を申請しなければならない。
- 5 営業者は、営業所を廃止したときは、廃止した日から1箇月以内に知事に届け出るとともに、届出済証を返納しなければならない。

第15条第1号中「前条」を「第14条」に改め、同条第2号中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項から附則第8項までの規定は令和3年6月1日から施行する。

(免許に関する経過措置)

- 2 第2条の規定の施行の際現に第2条の規定による改正前のふぐの取扱いの規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定によるふぐ調理師の免許（以下「旧免許」という。）を受けている者は、第2条の規定による改正後のふぐの取扱いの規制に関する条例（以下「新条例」という。）第6条の規定によるふぐ処理師の免許（以下「新免許」という。）を受けた者とみなす。
- 3 旧条例第8条第1項のふぐ調理師名簿は、新条例第8条第1項のふぐ処理師名簿とみなし、旧条例第8条第1項の規定によりなされたふぐ調理師名簿への登録は、新条例第8条第1項の規定によりなされたふぐ処理師名簿への登録とみなす。
- 4 旧条例第8条第2項の規定により交付されたふぐ調理師免許証は、新条例第8条第2項の規定により交付されたふぐ処理師免許証とみなす。
- 5 旧条例第9条第3項の規定により旧免許の取消処分を受けた後、その取消処分の日から1年を経過しない者については、新条例第7条に規定する者とみなす。
- 6 第2条の規定の施行の際現に旧条例第9条第3項の規定により旧免許に係る業務の停止を命ぜられている者は、第2条の規定の施行の日新条例第9条第2項の規定により新免許に係る業務の停止を命ぜられたものとみなす。この場合において、当該新免許に係る業務の停止を命ぜられたものとみなされる者に係る業務を停止する期間は、同日におけるその者に係る旧免許に係る業務の停止を命ぜられた期間の残存期間と同一の期間とする。
- 7 旧条例第10条の規定によるふぐ調理師試験に合格した者は、新条例第10条の規定によるふぐ処理師試験に合格した者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

8 第2条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

ふぐ調理師の制度について、名称、免許要件、試験の受験資格等の見直しを行う等のため、所要の改正をしようとするものである。